

第55号議案

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

中間市長 松下 俊男

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例（平成28年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号を次のように改める。

（2） 小学生以下の者

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、レンタサイクル用自転車等の使用を許可するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学生以下の者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、レンタサイクル用自転車等の使用を許可するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>20歳に満たない者について、20歳以上の同行者のいないとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>